

令和３年　第１３回　時津町教育委員会の会議						
招集年月日		令和３年１１月１１日（木）				
招集の場所		時津町役場　本庁舎４階大会議室				
開・閉議日時及び宣言		開　議	令和３年１１月１１日（木）午前９時００分			
		閉　議	令和３年１１月１１日（木）午前９時２５分			
出欠委員の氏名 出席　４名 欠席　１名		職　名	氏　名		出　席	欠　席
		教育長職務代理者	吉田三知子		○	
		委　員	宮原　克也		○	
		委　員	天田　明香		○	
		委　員	川崎　孝敏			○
		教育長	相川　節子		○	
事務局出席者		教育次長	松園　喜秀	社会教育課長		大工園徳隆
		学校教育課長	帯山　保磨	教育総務課長		大宅　啓史
		学校教育相談員	山口由美子	教育総務課長補佐		前田　和彦
				教育総務課主事		前田眞由美
備 考						

会 議 日 程

開会・開議

日程第 1 会議録の承認について（第 1 2 回）

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第 8 号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第 4 議案第 4 2 号 専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）

議案第 4 3 号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和3年第13回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（第12回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（第12回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

無いようですので、令和3年第12回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、令和3年第12回の会議録を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和3年10月13日から令和3年11月7日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

○ 宮原教育委員

10月20日に自衛隊長崎地方協力本部琴海地域事務所長が来庁されたようですが、差し支えなければ来庁された内容を教えていただきたいと思います。

○ 相川教育長

自衛隊入隊についての説明がありました。その後、各中学校を訪問されました。

○ 宮原教育委員

自衛隊入隊についての説明のための来庁は、毎年あるのですか。

○ 相川教育長

はい。毎年あります。

○ 宮原教育委員

中卒での入隊ですか。

○ 相川教育長

中卒で入隊すると、高校・大学まで行けて資格もとれ、こづかいもあるようです。琴海地域事務所管内では、毎年１、２名の入隊者がいるようです。

○ 宮原教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

日程第３ 報告第８号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

○ 相川教育長

続きまして、日程第３、報告第８号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、報告第８号は秘密会で議事進行することに決しました。

本案について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会による非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第４ 議案第４２号 専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）

○ 相川教育長

続きまして、日程第４、議案の審議を行います。

議案第４２号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）の件を議題とします。

議案第４２号について、事務局の説明を求めます。

○ 帯山学校教育課長

それでは、議案第４２号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本件の、鳴鼓小学校における「学年主任」の発令につきましては、現在学年主任の発令を受けた職員が、出産による産前休暇の取得により不在となるため、その残任期間について新たに発令が必要になりましたが、教育委員会を招集する暇がありませんでしたので、令和３年１０月２９日付けで、専決処分をさせていただいております。

本議案は同専決処分について、教育委員会の承認を得るため提出するものでございます。発令者につきましては、専決処分書の次ページにございますのでご覧ください。

なお、省令主任は各学校から報告があったものについて発令しております。

以上で議案第４２号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等がありますか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第４２号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第４２号、専決処分の承認を求めることについて（省令主任等の発令について）の件は、原案どおり可決されました。

日程第４ 議案第４３号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

○ 相川教育長

続きまして、議案第４３号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。議案第４３号は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議

ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、議案第４３号は、秘密会で議事進行することに決しました。

【秘密会による非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和３年第１３回時津町教育委員会会議を閉会します。